

令和6年第5回函館市教育委員会定例会 会議録

- | | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 令和6年(2024年)5月7日(火) 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 市役所本庁舎5階教育委員室 |
| 3 出席者 | 藤井教育長, 木村委員, 小葉松委員, 國谷委員, 神田委員 |
| 4 欠席者 | |
| 5 事務局 | 土生生涯学習部長, 堤学校教育部長, 横田生涯学習部次長,
宮田生涯学習部次長, 金野教育政策推進室長, 川崎管理課長 |
| 6 傍聴者 | 0人 |
| 7 付議事項 | 別紙議事日程のとおり |

■藤井教育長

- 開会宣言 午後1時30分
- まず, 日程第1, 議事録署名人の指名について, 木村委員, 小葉松委員を選任する。
- 本日の日程のうち, 日程第6 報告第6号「教職員の分限処分の内申に関し, 議決を求めることについて」を「非公開」としたいが, いかがか。
(異議なし)
- 異議がないので, 「非公開」とする。
- 次に日程第2, 月間事業報告について, 事務局の動きについて報告を求める。

■学校教育部長

- 4月22日だが, 現在検討中となっている小学校6校2再編グループに係る2回目の保護者等説明会を, 千代田小学校で開催した。23日には北星小学校, 24日には万年橋小学校, 25日には中島小学校でも同様に開催している。
- 説明会では, 昨年11月から12月に開催した第1回保護者等説明会での質問に対する回答や, 本年1月から2月にかけて実施した, 再編に関する保護者へのアンケート調査結果などについて, 関係する小学校の保護者や地域の皆様に説明するとともに, 答申通りそれぞれ3校統合を進めることは難しく, 再編を留保する方向性で考えている旨お話したが, 再編留保については, 特に大きな反対意見は出なかった。
- この後, 明日8日に中部小学校, 9日に八幡小学校で同様に説明会を開催する。
- また, 4月18日には教育振興審議会において, 本再編グループのこれまでの経過の説明および, 再編留保の方向性について報告したところである。
- なお, 今月中に教育委員会臨時会を開催し, 再編について正式に議決をいただきたいと考えている。
- また, この期間において, 資料に記載のとおり参考資料を配付した。

■藤井教育長

- 次に、日程第3、議案第1号「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および、議案第2号「函館市青少年研修センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を一括、生涯学習部長から説明を求める。

■生涯学習部長

- 本議案については、本年2月2日開催の教育委員会定例会で制定依頼の議決をいただき、先の市議会で議決された「函館市公民館条例の一部を改正する条例」および「函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例」に関わり、規定を整備するものである。改正の内容を公民館から順に説明する。
- 新旧対照表をお開き願う。改正案第6条は使用者の定義を明確化するため整理するものである。第10条は使用料の後納、第11条は使用料の減免、第12条は使用料の還付についてである。先の市議会において、施設の使用に係る料金を利用料金から使用料に変更する条例改正を行ったことに伴い、新たに規定し、様式を追加するものである。第16条は様式を追加することに伴い、様式を定める号を改めるものである。
- 次に、青少年研修センターである。新旧対照表をお開き願う。改正案第3条は、使用許可の申請についてである。施設の使用に係る料金を利用料金から使用料に変更することに伴い、必要な規定を整備するものである。第5条は変更許可の申請等、第6条は使用中の届出についてである。施設の管理運営上必要な手続きについて新たに規定し、様式を変更および追加するものである。第7条は使用料の後納、第8条は使用料の減免、第9条は使用料の還付についてである。施設の使用に係る料金を利用料金から使用料に変更することに伴い、必要な規定ならびに様式を追加するものである。第10条は、指定管理者に管理を行わせる場合の読替えについてであるが、第5条および第6条の改正に伴い、規定を整備するものである。なお、これらの規則の施行期日は、いずれも令和7年4月1日とするものである。

■藤井教育長

- 議案第1号および議案第2号について何かあるか。
(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第1号および議案第2号について、原案のとおり決定する。
- 次に日程第4、議案第3号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および、議案第4号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」を一括、生涯学習部長から説明を求める。

■生涯学習部長

- 議案第3号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」説明する。本人からの辞任の申し出により、中田 裕治 氏を本日をもって解任しようとするものである。続きまして、議案第4号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」であるが、解任される委員の後任として、田湯 義浩 氏を、本日から前任者の残任期間である、令和8年2月21日まで任命しようとするものである。なお、委員交代後

の委員名簿は、添付のとおりである。

■藤井教育長

- 議案第3号および議案第4号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第3号および議案第4号について、原案のとおり決定する。
- 次に日程第5，議案第5号「函館市教育支援委員会委員の委嘱に関し，議決を求めることについて」を学校教育部長から説明を求める。

■学校教育部長

- 委員の任期満了に伴い，石倉 亜矢子 氏 ほか19名を，令和6年5月26日から令和8年5月25日まで委嘱しようとするものである。なお，参考として，委員名簿を添付している。

■藤井教育長

- 議案第5号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第5号について，原案のとおり決定する。
- 次に日程第6，議案第6号「教職員の分限処分の内申に関し，議決を求めることについて」を学校教育部長から説明を求める。

(非公開につき，会議録省略)

■藤井教育長

- 議案第6号について，原案のとおり決定する。
- 次に，その他として，学校教育部長から「いじめ見逃しゼロ啓発用リーフレット」から説明を求める。

■学校教育部長

- 本資料は，函館市いじめ防止対策審議会において，「函館いじめ見逃しゼロへ～いじめ見逃しゼロの学校・地域を目指して～」というテーマの下，作成し，全児童生徒および関係機関等に配付するとともに，教育指導課WEBページにも掲載している。表面は「いじめ見逃しゼロ」に向けて，保護者向けの内容となっている。裏面は「いじめ等の問題について考える集会」についての取組みについての紹介や，児童生徒向けに，「悩み事等の学校以外の相談先」についての紹介になっている。今後においては，各学校におけるいじめ未然防止や早期対応に関する取組が一層充実し，いじめ見逃しゼロの学校・地域になるよ

う、さらなる啓発を図っていきたいと考えている。

■藤井教育長

- 次に、日程第7「今後の主な日程について」管理課長から報告を求める。

■管理課長

- 次回定例会および令和7年度使用中学校用教科用図書に係る説明会を、6月25日（火）午後1時30分から南北海道教育センターで行うので出席方お願いする。
- その他の日程として、6月3日（月）から6月17日（月）までの日程で令和6年度第2回市議会定例会が開催される予定である。

■藤井教育長

- これで、報告事項を終了する。

■終了宣言○ 午後1時51分

議事録署名人 木村雅彦

〃 小葉松洋子

調製者庶務係 庭田真由